

日本プライマリ・ケア連合学会 九州ブロック支部長選挙細則

(目的)

- 第1条 この細則は、九州ブロック支部長選挙に関する事項について定める。
2 細則に定めのない事項については、その都度役員会において決定する。

(選挙事務局)

- 第2条 この細則による選挙に関する事務は、選挙管理委員会(以下、委員会)が行う。

(選挙期日の公示)

- 第3条 委員会は、選挙期日を決定し、50日前までに公示(本支部のホームページへ掲載)しなければならない。

(立候補届出)

- 第4条 候補者となろうとするものは、選挙の公示のあった日から選挙期日30日前までの平日(月曜日から金曜日)午後5時までに、その旨を書面により委員会に届け出なければならない。
2 候補者は、住所、氏名(署名)、年齢、略歴、所信表明等を記載した届出書と九州ブロックの県支部長の推薦書を提出する。
3 候補者は日本プライマリ・ケア連合学会役員(理事・監事)と兼ねることができる。

(候補者名簿の公示)

- 第5条 委員会は、第4条による届け出があった場合、立候補締切後速やかに候補者名簿を作成し、選挙期日14日前までに選挙人に通知しなければならない。
2 候補者の氏名掲載の順序は、届け出の受付順序とする。

(投票)

- 第6条 選挙は無記名投票で行う。
2 選挙人は立候補者の中から1名を選び投票する。
3 投票用紙に、立候補者以外の氏名を記入したもの、候補者名を複数記入したもの、記入された氏名が不明確なもの、および選挙期日までに到着しなかったものは無効とする。

(開票)

第7条 開票は、原則として選挙管理委員長立会いのもとで実施される。

(当選者の決定)

第8条 得票数の最も多い候補者を当選者とする。

2 得票数の最も多い候補者が複数いる場合は、委員会が抽選により当選者を決定する。

3 立候補受付が終了した時点で候補者が1名の場合は、投票を行うことなく候補者を当選者とする。

(当選人決定の報告)

第9条 委員会は、当選人が決定したときは、九州ブロック支部長に報告するとともに、当選人に通知しなければならない。

(結果の公示と報告)

第10条 委員会は、第8条による当選結果を総会において報告しなければならない。

(規程の変更)

第11条 本選出細則は、役員会の議決によって変更することができる。

(附則)

(1)この規程は令和3年4月1日より施行する。